

令和2年2月25日

第一種電気工事士指定講習機関 殿

経済産業省産業保安グループ電力安全課

第一種電気工事士の講習の開催について

本日、内閣に設置されている新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下「基本方針」という。）が決定され、イベント等の開催について、感染拡大防止の観点から開催の必要性を改めて検討するよう要請がありました（別添参照）。基本方針を踏まえ、貴法人が電気工事士法第四条の三に規定されている第一種電気工事士向けの講習の実施を予定している場合、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で極めて重要な時期であることにかんがみ、下記の事項を徹底するよう求めます。

なお、基本方針を踏まえた対応として当該講習が延期されたことにより、電気工事士の方が免状の交付を受けた日又は前回の講習を受けた日から五年以内に講習を受講できない場合でも、電気工事士法施行規則第九条の八第六号に該当するため、都道府県が直ちに免状の返納を求めることはありません。

記

1. 基本方針における要請内容を確認した上で、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、当該時点において開催すべきか否かの判断を慎重に行うこと。
2. 仮に講習を実施する場合は、手洗いや咳エチケットの徹底に加えて、風邪症状があれば出席を控えること等を出席予定者等に対して事前に要請するとともに、講習会場において座席間隔を空ける等の感染拡大防止策を可能な限り講じること。
3. 講習を延期する場合は、今後の開催スケジュールが決まり次第、速やかに周知し、早期の受講を呼び掛ける等、当該講習を受講する予定だった者に対して適切に対応すること。